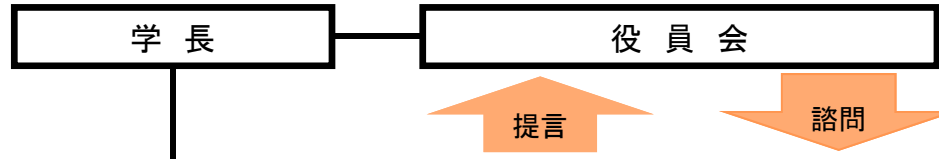


# 高知大学IR・評価機構



## IR・評価機構

### ■機構の設置

IR・評価機構は、学長直属の組織として法人に設置する。  
(国立大学法人高知大学組織規則第10条に基づくもの)

### ■機構の目的

内部質保証システムとして、教職員が一体となった自己点検・評価システムを構築するとともに、法人の教育、研究、人事、財務等に関するデータの収集・分析(以下「インスティテューショナル・リサーチ(IR)」という。)を行い、学内資源の再配分の取組みを支援することなどを通じて、法人の理念と目的の実現に資することを目的とする。

### ■構成員(15名程度)

機構長(副理事)、副学長(総務担当)、副学長(教育担当、教育・広報担当、教育・附属学校園担当)から1名、副学長(研究担当)から1名、副学長(国際連携担当)、副学長(地域連携担当)、副病院長(総務担当)、機構専任担当教員、事務局各部長5名、法人企画課長  
○機構長は、学長の指名する副理事とする。

### ■業務

- IRに関すること。
- 自己点検・評価の企画・立案及び実施に関すること(教員の個人評価に関することを含む。)
- 第三者評価への対応及び学内調整並びに取りまとめに関すること。
- 中期目標、中期計画及び年度計画に係る助言及び評価に関すること。
- 大学評価に関する専門的事項の調査・研究に関すること。
- その他学長が必要と認めること。

### IR・評価機構会議

機構会議は、機構の構成員をもって組織し、機構の業務に関する事項について審議する。

### IR・評価分析室

IR・評価機構専任担当教員:1名  
IR・評価室職員:IR・評価室長ほか数名  
○IR・評価分析室長はIR・評価機構専任担当教員とする。

必要に応じて部会を設ける

〇〇部会

〇〇部会

【事務体制】 法人企画課が処理